

# 常滑市立南陵中学校いじめ防止基本方針

## 1 いじめの防止についての基本的な考え方

### (1) いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

【いじめ防止対策推進法第2条第1項】

### (2) 南陵中学校におけるいじめ防止に関する基本理念

いじめは、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼし、人として決して許されない行為である。しかし、どの生徒も被害者にも加害者にもなり得ることから、教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めなければならない。いじめ問題への取組にあたっては、校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的な取組を進めるとともに、学校、家庭、地域が一体となって、継続して「未然防止」「早期発見」「早期対応」に取り組む必要がある。

学校は生徒が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。生徒一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んで行く。そうした中で、生徒が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進めることが大切である。

### (3) 南陵中学校におけるいじめ防止のための基本方針

- ① 本校の重点努力目標である「命を大切にし 志をもった生徒の育成」を具現化することが、いじめ防止につながる。全教職員の共通理解と協力による教育活動全体でいじめ防止を進める。
- ② 「未然防止」「早期発見」「早期対応」の一連の取組を、P D C Aサイクルで年間を通して実施する。
- ③ いじめの防止等に関する指導を実効的・計画的に行うための対策委員会を組織する。

## 2 いじめの防止等の対策のための組織

### (1) いじめ・不登校対策委員会の設置（職員会議にて行う場合を含む）

＜実施回数＞ 年4回程度（学期に1回程度）

＜構成員＞ 全教職員、スクールカウンセラー

＜役 割＞ ①学校基本方針に基づく取組の実施、定期的な点検・評価

- ②教職員の共通理解と研修
- ③生徒や保護者・地域への情報発信と意識啓発、意見聴取
- ④いじめアンケートの集約及び対応の検討

## (2) 生徒指導部会の設置

- <実施回数> 週1回
- <構成員> 生徒指導主事、学年生徒指導担当、特別支援主任、保健主事、養護教諭
- <役割> ①いじめ問題に関する情報交換
- ②いじめ問題に関する学年連携の協議

## (3) 緊急対策会議の設置

- <実施回数> いじめ事案発生時
- <構成員> 校長、教頭、教務、校務、生徒指導主事、発生学年教諭、養護教諭  
事案による関係者（SC、市教委、警察、児相、こども課、社協等）
- <役割> ①事案の指導体制と方針決定
- ②事実確認と情報の共有
- ③関係生徒への指導・支援と保護者との連携
- ④関係機関への連絡と連携
- ⑤事後の指導・支援

## 3 いじめの防止等に関する具体的な取組

### (1) いじめの未然防止の取組

- 認め合う学級・学年集団づくり
  - ・生徒同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級・学年集団づくりを進める。
- 分かる授業づくり
  - ・日々の授業を大切にし、全ての生徒が参加し、自己の高まりを実感できる授業作りに努める。
  - ・生徒の活動の様子をよく観察し、努力を認め、自己肯定感を育む授業作りに努める。
- 道徳教育・人権教育の充実
  - ・生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力を育てるために学校教育全体で道徳教育や人権教育を進める。
  - ・道徳の授業を計画的に実施し、教員の授業力向上のために少経験者を中心に積極的な授業公開を行う。
  - ・人権週間では全校で人権尊重について考える機会をつくり、生徒同士の人権意識の高揚を図る。
- 保護者や地域への働きかけ
  - ・「南陵中だより」（学校通信）や学年通信等、各種通信やPTAの各種会合、保護者会等において、いじめ問題について問題提起し、積極的に広報活動を行う。
- 教職員の連携・資質向上
  - ・日頃から情報交換・意思疎通を心がけ、さまざまな問題に対応できる協力協働体制を構築するとともに、いじめ防止に関する研修会に参加し、生徒理解やいじめ対応に関

する資質向上に努める。

## (2) いじめの早期発見の取組

### ○いじめアンケートの実施

- ・いじめがどの程度起きているのかを定期的に把握し、いじめが起きにくくなる状況を意図的・計画的に行うためにいじめアンケートを年4回実施する。

(4月・6月・9月・10月・1月)

### ○教育相談の充実

- ・教師が生徒との会話や若あゆ日記等で生徒との交流を保ちながら、保健室や相談室等、学級や学年の外にも気軽に相談できる環境をつくる。
- ・定期的な教育相談週間を年3回設けて、生徒を対象とした教育相談を実施する。

(6月・11月・2月)

- ・校内で相談できる窓口として、スクールカウンセラー(週1、6時間)を生徒・保護者に紹介する。

### ○外部相談窓口の紹介

- ・生徒手帳に外部相談機関を掲載し、学校や親に相談できない場合への相談窓口を紹介する。

### ○相談できる人間関係づくり

- ・教師と生徒との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- ・日頃より生徒とふれあう時間を大切にするとともに、対話や若あゆ日記等により生徒が示す変化を敏感に捉えられるようにする。

### ○保護者との連携

- ・保護者がいじめに気付いた時に、即座に学校へ連絡できるように日頃から保護者との信頼関係を築く。

## (3) いじめに対する措置(早期対応の取組)

### ○緊急対策会議の開催

- ・校長のリーダーシップの下、関係者による緊急対策会議を開催し、今後の指導方針を立てる等、組織的に取り組む。

### ○市教育委員会との連携

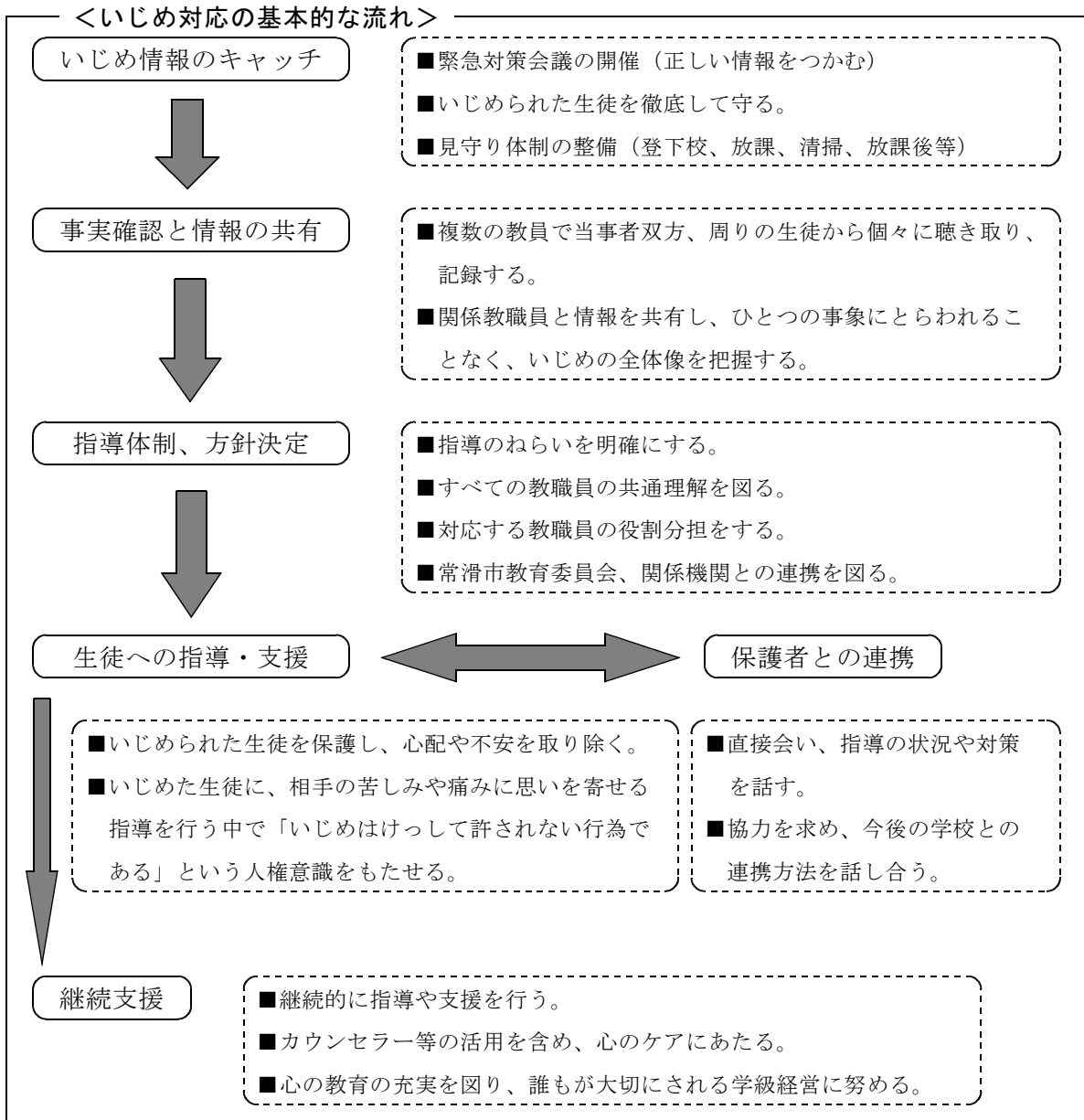
- ・市教育委員会との連携を密にし、事案に応じて必要な指導・助言を受ける。

### ○関係機関との連携

- ・全教職員の速やかな情報共有、保護者の協力、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家や、市教委、警察署、児童・障害者相談センター、こども課、社会福祉協議会等の関係機関との連携の下で取り組む。

### ○生徒への指導・支援

- ・被害生徒を守り通すという姿勢で対応する。
- ・加害生徒には教育的配慮の下、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- ・いじめが起きた集団への働きかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。



#### （４）ネット上のいじめへの対応

##### ○保護者への啓発・連携

- ・パソコンや携帯電話、スマートフォン等の使い方や問題点について、「南陵中だより」（学校通信）や学年通信等、各種通信やPTAの各種会合や保護者会等において、積極的に問題提起を行う。また、日頃から保護者と連携・協力し、双方で指導を行う。

##### ○情報モラル教育の実施

- ・ネットモラルに関わる学活や道徳の授業、専門家を招いての情報モラル教室、学校保健委員会での取り上げ等を通して、生徒への情報モラル教育を行う。

##### ○関係諸機関との連携

- ・学校単独で対応することが困難な場合は、常滑市教育委員会と相談しながら警察署や法務局等、関係諸機関と連携して対応する。

## 4 重大事態への対応

### (1) 重大事態の意味

- いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
  - ・児童生徒が自殺を企図した場合
  - ・身体に重大な障害を負った場合
  - ・金品等に重大な被害を被った場合
  - ・精神性の疾患を発症した場合等
- いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
  - ・年間30日が目安。
  - ・連続して欠席しているような場合は、市教育委員会または学校の判断により、迅速に調査に着手する。
- 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査にあたる。

【いじめ防止対策推進法第28条第1項及び国の基本方針より】

### (2) 重大事態への対応の流れ

- ① 重大事態が発生した旨を常滑市教育委員会に速やかに報告する。
- ② 常滑市教育委員会が調査の主体を学校と判断した場合、調査組織を設置する。
- ③ 調査組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④ いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。
- ⑤ 調査結果を常滑市教育委員会へ報告する。
- ⑥ 調査結果を踏まえた必要な指導・措置を行う。

## 5 学校の取組に対する検証・見直し

- 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクル（PLAN→DO→CHECK→ACTION）で見直し、実効性のある取組となるよう、努める。
- いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを年に1回実施（11月）し、いじめに関する取組の検証を行う。

## 6 その他

- 「学校いじめ防止基本方針」は、4月に学校のホームページに掲載する。
- 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。